

令和4年第1回

伊根町議会定例会会議録

令和4年3月22日（第3号）

伊根町議会

令和4年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和4年 3月22日 火曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和4年 3月22日 13時25分			議長	濱野茂樹	
	閉会	令和4年 3月22日 15時55分			議長	濱野茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山義宗	○	
	3	長谷川貴之	○	8	佐戸仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野茂樹	○	
	5	山根朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	増井和彦	○	
	副町長	上山富夫	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	教育長	岩佐好正	○	地域整備課長	森田連三	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	石井明博	○	
	企画観光課長	千賀和孝	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀さゆり	○	
会 議 録 署名議員	1番	和田 義清		5番	山根 朝子		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和4年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和4年3月22日(火)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 専用住宅以外に対する合併浄化槽設置補助金制度創設を 佐戸 仁志
- 伊根町の教育行政が目指すコロナ禍及びコロナ禍後の今後
におけるGIGAスクール構想について 和田 義清
- 水田活用の直接支払交付金の見直しについて 大谷 功
- 新型コロナウイルス感染症の対応について 山根 朝子
- コロナ禍でも安心して暮らしていくために 上辻 亨

日程第 3 議案第 3号 令和4年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 4号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 6号 令和4年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 7号 令和4年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 8号 令和4年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 9号 令和4年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第10 議案第10号 令和4年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 意見書案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について

日程第12 議員派遣

日程第 13 閉会中の継続審査（調査）申出書

令和4年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号の追加1)

日程第 1 副議長辞職について

令和4年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号の追加2)

日程第 1 副議長の選挙について

令和4年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号の追加3)

日程第 1 宮津与謝環境組合議会議員選挙について

令和4年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号の追加4)

日程第 1 京都地方税機構議会議員選挙について

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 専用住宅以外に対する合併浄化槽設置補助金制度創設を 佐戸 仁志
- 伊根町の教育行政が目指すコロナ禍及びコロナ禍後の今後
におけるG I G Aスクール構想について 和田 義清
- 水田活用の直接支払交付金の見直しについて 大谷 功
- 新型コロナウイルス感染症の対応について 山根 朝子
- コロナ禍でも安心して暮らしていくために 上辻 亨

日程第 3 議案第 3号 令和4年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 4号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 6号 令和4年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 7号 令和4年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 8号 令和4年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 9号 令和4年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第10 議案第10号 令和4年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 意見書案第1号 国民の休日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について

日程第12 議員派遣

日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

追加日程第 1 副議長辞職について

会議に付した事件

追加日程第 2 副議長選挙について

会議に付した事件

追加日程第 3 宮津与謝環境組合議会議員選挙について

会議に付した事件

追加日程第 4 京都地方税機構議会議員選挙について

会 議 の 経 過

令和4年3月22日(火)
午後 1時25分 開議

◎ 開議の宣言

○議長(濱野茂樹君) 皆さん、お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(濱野茂樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

1番、和田 議員

5番、山根 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(濱野茂樹君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、専用住宅以外に対する合併浄化槽設置補助金制度創設をを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。8番、佐戸議員。

○8番(佐戸仁志君) まず最初に、先日、福島県・宮城県沖で起きた大きな地震で亡くなられた方、被災された方々にお見舞い申し上げたいと思います。

また、ウクライナで進行している目を覆いたくなるような出来事に心を痛めております。遠い国の話とはいえ、思わず三方を囲まれたこの日本でも、いつ起こってもおかしくないことだと思っております。早期の終結を願っております。

それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

本庄浜、新井崎、蒲入、伊根、各漁港で実施された漁業集落排水事業は各地区完成し、伊根地区においてもほぼ接続・水洗化され、私たちが子供の頃に見た、泳いだきれいな海で、美しい海へと戻っていると思っております。しかし、伊根町全体では、下水道が設置されていない地区も多く、水洗化を推進していくには合併浄化槽の設置が重要であると考えています。

水洗化を早期に進めるにはということで、2017年の9月議会でも、専用住宅合併浄化槽の補助金が近隣市町と比べ少ないというお話をさせていただきました。専用住宅以外、すなわち事業所への5人槽から51人槽以上の設置補助金が必要ではないかと考えます。

宮津市、与謝野町では、公共下水道がほぼ全域に敷設されていますが、一部の地域には敷設されず、その代わりとして、専用住宅補助金はもちろんのこと、専用住宅以外の事業所にも5人槽から51人槽以上の設置補助金があります。

宮津市、与謝野町とも同額であり、専用住宅設置補助金よりも少額ではありますが、5人槽で35万2,000円、7人槽で44万1,000円、10人槽で58万8,000円、11人から20人槽が100万2,000円、民宿等に多く利用される21人槽から31人槽が154万5,000円、31人槽から51人槽が219万9,000円、51人槽以上が242万9,000円となっております。業種、定員、使用人数などで算出する計算があり、業種によって浄化槽の大きさが決められます。

この補助金制度が伊根町にはありません。下水道が整備されている4地区以外で飲食業、民宿、食品加工業などを起業・事業拡大する場合、海・川の水質保全、衛生的にも水洗化は必要であると考えます。

4地区以外での事業者の負担は大きく、下水道の敷設の終わった4地区との差が出るのはおかしなことであります。土質、作業環境など単純に比較はできませんが、数年前に合併浄化槽を設置された4地区以外の民宿は30人槽を設置され、初期費用として410万円かかったそうであり、この工事を伊根地区で行うとしたら、30万円の加入負担金を払うだけで済みます。

民宿だけで比較しましたが、開業するのにこの費用の差が出るのです。私も40歳を過ぎてから起業はしましたが、様々なアイデア、夢を持って起業するであろう若者のためにも、早期の制度設計が必要ではないかと思えます。制度を創設しても、専用住宅のように年間数台ということもなく、多額の予算が必要とは思えず、実現可能であると思えます。

また、現在、合併浄化槽を保有している事業者にも、事業のためとはいえ、多額の費用を設置時に負担され、海・川の水質保全に協力していただいている方々の年間多額の浄化槽保守費用が軽減されるよう、後から補助ではありますが、専用住宅以外の合併処理浄化槽維持管理補助金の創設が必要であると思えます。

町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

私たちは、日常生活や事業活動に伴い、汚水を排出しております。そうでありますので、生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、漁業集落排水、合併処理浄化槽といった汚水処理施設の適切な整備と管理が必要でございます。

当町におきましては、伊根地区の漁業集落排水設備事業が完了したことで、汚水処理人口普及率は70.7%と、以前に比べまして飛躍的に向上いたしました。あわせて、漁業集落排水設備事業を実施した地区以外では、浄化槽整備の推進を図るため、手厚い設置費補助金制度を設けて、水環境と衛生的な暮らしのための取組を行っております。

まず、浄化槽設置補助金でございますが、当町では国の実施要綱及び府補助金交付要綱の補助基準に基づき、集合処理区域、いわゆる伊根、新井、本庄浜、蒲入地区以外の区域において、処理対象人員が5人以上10人以下の家庭用の浄化槽を設置する個人に対して、国基準に上乗せして補助金を交付しております。

この家庭用とは、主に居住を目的とした住宅とし、住宅に小規模店舗を併設している場合は、併設された店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満のものとしております。また、補助額については、府下トップクラスの補助額としております。

住宅用には、国及び京都府補助金が特定財源として見込めますが、専用住宅以外への補助制度は国及び京都府にはございません。国や府の補助金の上乗せということであればまだしも、限られた町の予算の中では、全くの単費補助はなかなか難しくございます。

よって、当町は、専用住宅以外への浄化槽設置補助制度は、現在制度化しておりません。

京都府下近隣市町の状況でございますが、議員おっしゃるとおり宮津市、与謝野町においては、専用住宅以外の5人槽から50人槽を超える浄化槽整備に対する設置補助制度がございます。しかし、その制度設置の根拠は、宮津市におきましては新規の事業者誘致が目的であります。与謝野町では、合併前の旧町で一つの町が実施をしていたため、合併に際し、やむなく事業を引き継いだわけであり、などなど、自治体特有の理由があるようでございます。そして、京都府下でも宮津市と与謝野町だけで、他の市町にはございません。なかなか極めてまれな制度でございます。

伊根町の事業所等への補助対応といたしましては、商工観光業振興対策補助金や開業支援金交付事業、また各種中小企業融資制度のご利用をお願いしているところでございます。

議員言われました、設置に400万円かかったと。それに対して、いわゆる商工観光業振興対策補助金、これを使っていただきますと、3分の1でございますから、130万円は補助が出ることになっております。この制度は他の市町にはないと思えます。そのようなご利用をお願いしているところでございます。

続いて、浄化槽維持管理補助金でございますが、10人以下の住宅用浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、水質検査を受け、適正に維持管理する方に対して、浄化槽1基当たり年額1万5,000円を補助するものでございます。この制度は、国及び京都府からの補助金はありません

ので、全額町単費となっております。

府下市町村においても、維持管理補助制度を実施する自治体は、当町を含め半数程度であります。しかしながら、専用住宅以外への維持管理補助は、府下でも制度化されているのは与謝野町だけでございます。

以上のことから、現状では、専用住宅以外の合併浄化槽に対する補助制度は検討しておりませんが、町内事業者からの制度創設の要望の声が高まってまいりました際には、当町施策の優先度や府下市町村の状況をも鑑み、両補助制度の補助対象を拡大すべきかどうか検討してまいりたく思います。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） ありがとうございます。前向きなご意見だと思っております。

やっぱり、水洗化ができていない地区とそれ以外の地区との設置の差があるというのが、私はどうしても問題ではないかと思っております。やっぱり町民に公平に設置できるべきではないかと、水洗化できるべきではないかと思っておりますので、ぜひ、今すぐとは言いませんが、ご検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、伊根町の教育行政が目指すコロナ禍及びコロナ禍後の今後におけるG I G Aスクール構想についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。1番、和田議員。

○1番（和田義清君） それでは、通告書に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

伊根町の教育行政が目指すコロナ禍及びコロナ禍後の今後におけるG I G Aスクール構想について質問させていただきます。

2019年、学校教育法等の一部を改正する法律で、関係法令の公布により学習用デジタル教科書が制度化されました。デジタル教材やほかのICT機器との一体的な活用によってデジタル教科書の活用ができる機能は、今後においても拡大すると予測されております。

デジタル教科書を推進する契機として、G I G Aスクール構想の始動が挙げられ、令和元年度補正予算から実施されている取組で、全国一律のICT環境、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークが整備されました。この構想で実現を目指す学びの変容に向け、デジタル教科書、デジタル教材が根幹の一つを担うことが期待されております。

当町においても、2小学校、1中学校に1人1台のタブレット配布、通信環境の整備、指導する学校側へ指導サポーター派遣等、オンライン授業が可能となる整備が順次進められてきました。このG I G Aスクール構想は、通信環境整備と端末配布だけの話ではなく、クラウドの活用を前提とした条件整備であります。

恐らく現場では、多くの学校の先生方が、ICT活用が教育現場で実施されることによって、事前準備にご苦労され、無事に子供たちが使い始め、現在、操作によりやく慣れ、いよいよ情報活用能力の育成に踏み込み始めたタイミングにあるかと思われま。

学校側としてはG I G Aスクール構想に基づき、教育現場でICT活用充実を引き続き図っていただけることと思います。スキルや活用レベルの向上については、サポーター派遣等により進んでいるものの、恐らく学校間で差異があり、教育現場におかれましては、まだまだ教師個々のスキルに依存しているのが実情と考えられます。

そんな中、約2年間のコロナ禍期間を過ごしてきました。幸い当町は、全国の他市町村と比較すれば感染発生者も少なく、コロナ対策での休校による弊害は少なかったかと思えます。しかし、オミクロン株の感染拡大の影響により、町内で感染者が判明し、町内の学校においても休校処置を取らざるを得ないことが発生しました。

このことから、伊根町の教育行政によるコロナ対策から見えた学校の課題、改めて伊根町が目指すG I G Aスクール構想で目指すべき今後の姿について、大きく2項目に分けて質問いたします。

1つ目の休校期間中の学校内の状況について、以下の3点についてお伺いいたします。

①休校期間中の学校内の状況をお示してください。

②休校決定に至った経緯と、その際の学校側への教育行政側が指示した内容をお示しください。

③休校期間中のオンライン授業、保護者への休校期間中の現状報告及びタイムリーな学校情報の提供等にICT活用はされていたのでしょうか。また、ICT活用されていたのならば、全家庭においてICT環境の不備がなかったのか、その旨についてお示しください。

2つ目です。休校によって体験、判明した今後のコロナ対策の課題点について、以下の3点について質問いたします。

①保護者、地域住民、現場の教師から、課題点について意見・提言はあったのでしょうか。あったとすれば、どのような内容であったかお示しください。

②近隣市町の教育行政及び学校間の情報交換等の相互連絡はあったのでしょうか。あったとすれば、どのような内容であったかお示しください。

③教育行政と今後のウィズコロナ、アフターコロナ対策をしていく上で解決していくべき課題についてお示しください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 和田議員様のご質問にお答えをいたします。

項目1の①の休校期間中の学校の状況についてお答えします。

まず、学習課題ですが、3日分を持って帰らせ、その後、担任が各家庭を訪問し、次の学習課題を持っていきました。

校内では、消毒のほか、濃厚接触者を特定するための調査、登校再開後の授業回復の検討、毎朝児童の健康観察などを行いました。

次に、②の休校決定に至った経緯と、その際の学校側へ教育行政側が指示した内容についてお答えします。

休校の判断は、教育委員会で作成した伊根町における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン及び学校医の意見を聞いて判断しました。このガイドラインで、休校については、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃・消毒に要する期間としています。

感染の状況を踏まえ、学校医との相談の上、2月1日午後から2月4日までを臨時休校、また、1年生、3年生、4年生は2月8日までを学級閉鎖としました。

学校への指示は、1月下旬に入り、町内で感染が広がりつつあったことから、1月31日に急遽、臨時校長会議を開催し、先ほどのガイドラインを再確認し、感染拡大に備えた準備をしておくように指示いたしました。また、2月1日に休校の指示をした際は、学校が行う濃厚接触者の特定について、その調査結果の報告、毎日の児童の健康観察の状況報告、保護者への通知文の報告を求めました。

タブレットの活用は、臨時休校などの緊急時や、それに備えた準備のためであれば、校長の判断で持ち帰ってよいことにしておりますが、Wi-Fi環境がない家庭があることやセキュリティーソフトが未導入であるため、今回の休校措置に対して、特段の指示はしていません。

次に③休校期間中のオンライン授業ですが、当該校においては実施はしていません。

保護者への情報提供等にICT活用がなされていたのかの点ですが、毎朝の児童及び家族の健康観察を行う際に「いねばん」を活用しました。「いねばん」の個別送信機能とアンケート機能で集約して把握を行い、気になる状況があれば、さらに電話で確認をしました。

家庭においてのICT環境の不備はの点ですが、休校とは別に事前に調査をして把握しており、Wi-Fi環境がない保護者家庭は小中学校合わせて9世帯です。

次に、項目2の①保護者、地域住民、現場の教師等から問題点についての意見・提言があったのかの点についてですが、学校への意見や提言は特になかったと聞いております。

②の近隣市町の教育行政及び学校間での情報交換、相互連携についてですが、休校した際に相互連携などがあったのかということですが、特に休校の際に情報交換や相互連携をしたということはありません。ただし、学校では月1回の校長会の機会など、他市町の学校と情報交換しており、その中で参考になる情報や事前に準備していたことにより対応したという流れになります。

③の教育行政としての今後のウィズコロナ、アフターコロナ対策における課題についてですが、まず、タブレットを活用するためには、家庭にWi-Fi環境が整っている必要があるため、その対応が必要です。

GIGAスクール構想は本来、非常時のオンライン授業をするために整備したものではありませんが、国もふだんから持ち帰り学習にも活用するよう勧めており、伊根町においても、専決補正でご承認いただいた貸出し用ルーターやセキュリティーソフトが整備できれば、持ち帰り学習が可能な物理的な環境が整うこととなります。あと必要なのは、タブレットを使う側、それから、教える側の練習と保護者への事前説明などの対応です。

本庄小学校では2月3日に、5年生、6年生を対象に、試験的に持ち帰って接続確認をしました。異常はなかったとの報告を受けております。

伊根中学校では、コロナの影響で長期欠席している生徒にリアルタイムで授業内容をオンライン配信しましたが、一方的に配信しているという現状でしたので、教職員のスキルアップも今後必要です。また、初めて持ち帰ったときは、Wi-Fi接続の設定、動作確認も必要となります。

急にオンライン授業をすることになった際に混乱しないように、あらかじめ試行するなど慣れておく必要があると思います。持ち帰り学習を当たり前のこととして進めていけば、休校時にも慌てずに対応できることにもつながると考えます。

授業は、あくまでも対面授業が基本です。何よりも、ふだんの感染予防対策を徹底することが重要で、休校する場合でも速やかに再開できるよう努めたいと考えております。その上で、使うことだけが目的とならないように注意しつつ、また児童生徒の健康面にも十分に留意しながら、タブレットの強みを生かして学びを保障してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 1番、和田議員。

○1番（和田義清君） 大変分かりやすく丁寧なご答弁、ありがとうございました。

不備の点につきましては、恐らく今後順次、順当に改善はされていくかなと思っております。

オミクロン株の感染拡大につきましては、今回は町内にも少なからず悪影響を受けることは、私個人的にも予測はしておりました。感染拡大が予想以上に少なく、かつ早期に収まったのは、感染拡大防止と、感染後の対応に取り組まれた関係者各位の迅速な対応と判断のたまものであり、心よりここに感謝と敬意を表するものでございます。

子供たちの学習を支えていただく先生方ではありますが、昨今から話題に上がっております働き方改革等についても、現場ではいろいろと議論をされてきたと思います。そんな中で、コロナ禍というこれまで経験したことのない現象が日本全国に蔓延し、これに対応する処置として、ICTを活用したデジタル教材、GIGAスクール構想に弾みがついたとも受け取っております。

いずれにしましても、先生方にとって、先生の働き方、あるいは学校の校務にとってふさわしいICTの環境の在り方はどうあるべきかという議論においては、恐らくクラウド以前の考え方で以前から整理されており、それが学校に導入されていたという経緯もございます。

今後、GIGAの部分については年々、高価な端末ではなくても、クラウド上の様々なサービスで便利に、そして合理的にできることがいろいろと増えて、デジタル庁等の動きにより、いろいろなデータの共同での利用・活用が進んでいくものかなと予測はしております。教育現場におけるICTが現実的に利活用できるようになれば、先生方にとってもより働きやすく、かつ学校の校務が効率的になり、それにより、先生方がより効率的に働くことが可能となり、結果、保護者はもとより、学校に対しても協力的な地域の方々にとっても、開かれた学校になっていくのが理想と考えます。

また、将来を予測して、今後ますます情報化社会に対応して、デジタル化が進んでいくことが予測されます。タブレット端末やパソコンは、今以上に日常生活の中で当たり前となり、多くの職場でも、タブレット端末やパソコンを駆使したICT活用が様々な分野で行われていくと予測されます。そういった状況や、社会に子供たちが出たときにしっかり対応できるよう、義務教育の中でICT活用を事前に学ばせておくことも、GIGAスクール構想の目的の一つではないかなと考えております。

言うはやすしで、なかなか大変な時期がかなり、また始まったばかりで、先が見えにくいといったことも多々あるかと思いますが、地方と中央の教育格差の解消にも大きく期待できるGIGAスクール構想と考えられます。

今後ともよりよい活用によって、伊根町の子供たちが未来に大きく羽ばたけていける教育行政が取られることを願ひまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

次に、水田活用の直接支払交付金の見直しについてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして、水田活用の直接支払交付金の見直しについて質問をいたします。

米をめぐるのは、近年の人口減少や食の多様化による消費の減退のほか、長引くコロナ禍で業務用米の需要の減少、民間在庫の増加など、大変厳しい需給環境におかれています。この状況を改善するために、生産者は一昔前から、JA、京都府、伊根町と連携しながら試行錯誤を重ね、転作作物として南部小麦や六条大麦、牧草、紫ずきん、伏見唐辛子など作物を導入し、米を減らせの号令の下で知恵を絞って、水田転作の目標消化をしてきました。多くの失敗を重ねながら、町内の特色や気候に合った作物を選択し、作物転換を図り、そして、近年では施設園芸ハウスを導入し、米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてまいりました。

このような中で、今回、農林水産省は昨年末に、水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。急激な制度変更による生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を及ぼすことが心配をされています。

水田活用の直接支払交付金とは、水田で麦、大豆、飼料米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的としています。支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農であります。

そして、その支援の内容は、詳細には説明しませんが、伊根町地域農業再生協議会が作成する水田フル活用ビジョンに基づき、産地づくりに向けた取組を支援する内容で、ソバ、ミズナ、九条ネギ、伏見唐辛子、薦池小豆、飼料用米、飼料作物などを水田で作って販売をした場合に助成をされます。

令和3年度の交付金の活用実績は、面積ベースで飼料作物1.5ha、飼料用米で1.4ha、筒川ソバは14.5ha、高収益野菜2.3ha、薦池小豆0.6ha、金額ベースでは、間違っているかも知れませんが、約800万円程度だと思っております。特に、筒川ソバの生産拡大と筒川そば組合への玄そばの供給に大きく寄与しています。

さて、これを今回、農水省は、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとして、今後5年間米を作らなかった水田は畑なので、水田の交付金対象から外すというものであります。

このことによる農家の対応としては、一つは、今まで水田で米以外の畑作物が作りやすくなるように、排水の工事や対策、様々な工夫・苦労を重ね改善を重ねてきた水田に5年に1回水稲を作るというもの、これをやりますと、また作付超過で米が需給調整不可能となり、さらなる米価の暴落となる危険をはらんでいます。

もう一つは、水田から外され畑とされた農地で、交付金なしで収量が不安定なソバなどの畑作物を作るか、また、ほかの作物への転換ということになります。

交付対象から外れた農地は耕作者がいなくなり、耕作放棄地が膨大に発生することが想像されます。どちらにしても、イバラの道であります。また、水田から畑地転換となれば、多面的機能支払、中山間地域等直接支払交付金の対象から外れ、さらなる農家の所得低下と伊根町内集落営農に大きな影響を与えます。

何らかの対策が必要と思いますが、交付金の見直しが及ぼす伊根町農業に対する影響と、これに対する町長の所見と対応について伺います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

水田活用の直接支払交付金の見直しについてお答えをいたします。

水田活用の直接支払交付金は、毎年度、国及び各市町村の地域再生協議会が交付対象作物と交付単価を設定し、交付対象作物を水田で作付した場合に、国から直接農業者に支払われる交付金でございます。

令和3年度におきましては、伊根町地域再生協議会では、ソバ、九条ネギ、ミズナ、伏見唐辛子、そして、小豆として薦池大納言を対象作物に設定し、交付単価は、九条ネギ、ミズナ、伏見唐辛子、小豆が10a当たり1万7,510円、飼料米が10a当たり1万2,000円、ソバについては国の対象作物に設定されているため、国の2万円に加え、町再生協議会の10a当たり1万6,415円が加算され、10a当たり3万6,415円となっております。

令和3年度、伊根町内では、水田活用直接支払交付金を32経営体が申請を行い、19.2haが対象面積となっており、議員さん、800万円とおっしゃいましたけれども、収量の関係もありまして、交付額は576万円の見込みとなっております。

国の施策として、水田活用の直接支払交付金の交付目的は、主食用米の需要減少に歯止めがかからない中、水田機能を有する農地を主食用米から他の作物への作付転換を支援するための措置として実施されてきております。

この結果として、転換作物の作付が固定化された農地は、次第にあぜや用水路など水田として必要な機能が失われていくなどの事例が多々見られます。そういった農地は、もはや水田ではなく畑地化した農地である、水田を活用するという趣旨から外れているという一定の線引きを行おうとしているものでございます。このため、今後5年間、令和4年から令和8年に一度も水張りをしない農地を交付金から除外しようということが示されたものでございます。

また、交付対象水田の扱いを見直す背景には、同一農地で同じ作物を連続して生産すると、病害や収量低下等の連作障害が起きやすいことから、水田機能を有しつつ転作作物を生産する農地は、水稻と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すことを狙いとしているものでございます。

一方で、議員のおっしゃるとおり、耕作者の立場から見れば、一旦畑作に適した農地に改良したものを水稻ができる水田に戻すのは容易ではなく、このブロックローテーションを5年間で実施するのは、畑地への改良の労苦をふいにし、再度水田に戻すための労苦を重ねて要することと、耕作者の手間暇は相当なものとなります。このため、転換せずに水稻のみ生産しようとする農家が増えたり、ローテーションできず交付金の対象外となった場合などは、耕作放棄地の増加や離農に拍車がかかるおそれがございます。

また、現段階では影響は不透明ではございますが、水田から畑地に転換したと見なされることにより、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金も減少することが考えられ、農村地域を支える活動等に支障が生じる懸念もございます。

町としても、この施策が額面どおりに実行されるのか、正直疑問に思っております。これらの懸念は当町だけのものではなく、全国の耕作者から不満が出てくることが予想され、国においてもこの施策を見直される可能性も考えられます。

いずれにしましても、国も5年間で現場の課題を検証していくとあり、現段階では正確な予測も難しいため、国の動向を注視しつつ、必要に応じて、当町としても府や全国町村会と連携し、国に訴えかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

自治体で交付金分を手当てするという事は、かなり難しいのではないかなというふうに思っておりますし、私もあまり急なことなので、この対応策について、どうするかと提案することが今回はできませんが、認識として事態を皆さんと共有できればというふうに思っています。

町長もおっしゃられましたとおり、今後、5年という時間がありますので、近隣市町や府と連携しながら、対応についてご検討をよろしくお願いを申し上げます、一般質問を終わります。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染者の自宅療養者への支援について質問します。

オミクロン株の感染が広がる中で、入院のベッドが足りず、自宅療養者が増え続けました。自宅療養者は外出が制限されています。それゆえ、買物等にも不便が発生しており、京都府は自宅療養者の希望者に対して、食料品や日用品のセットを支給しています。保健所に申し込めば、3日から4日後に配達されるようです。

与謝野町では、感染者または濃厚接触者で、保健所から自宅療養または待機の要請を受けた人は、親族や近所の方の援助を受けられない場合に限って、買物代行サービスを行っています。

今回、町内でも、オミクロン株による新型コロナウイルス感染者が多く発生しました。新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者は外出制限の要請が出されたと思いますが、食料品や生活用品の調達には支障がなかったのでしょうか。親戚や地域のコミュニティの支援が受けられていたのかとも思いますが、町として、自宅療養中の方に対しての相談の受付や支援はされたのでしょうか。状況をお聞かせください。

次に、後遺症への対応についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症を経験した10%から20%で倦怠感や息切れ、認知機能障害などの後遺症が見られ、一般的に日常生活に影響を及ぼすとも言われています。従来の感染の後遺症では、味覚障害、嗅覚障害なども多かったようですが、オミクロン株の後遺症では、せきや喉の痛み、倦怠感が多く、若い人でも動くことが困難な状態になることもあると言われています。

町内では、オミクロン株の感染が流行し出してから感染者が増加し、3月20日現在、31名の感染者数となっています。子供から高齢者まで感染が広がりましたが、後遺症についても丁寧な対応が必要だと思えます。

京都府では、後遺症の相談窓口として後遺症相談ダイヤルを設置して、症状や体調の相談、症状に応じた診療科の案内などを行っているようです。町内でも、体調の聞き取りや心理面でのサポートなどを行う必要があるのではないのでしょうか。町内で後遺症に対する取組・支援がなされているのかお聞きしたいと思います。

最後に、労災補償の周知について伺います。

職場などで新型コロナウイルスに感染し、労災と認められる人が増えています。厚生労働省は令和2年4月28日に、新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて、都道府県の労働局に通達を出しています。また、後遺症に苦しむ人も労災の認定をされることが多くなっています。

2021年11月4日のNHKの報道では、厚労省のまとめでは、2021年9月末までに全国で1万4,567人が仕事に新型コロナウイルスに感染し、労災と認められている。内訳を見ると、医師や看護師、介護士など医療や福祉で働く人が1万人以上で7割余りを占めている。宿泊や飲食サービス業も245人、とにかく様々な業種で労災が認められているという報道がありました。

国は、業務に関連して新型コロナウイルスに感染した際、後遺症のように症状が長引いて療養や休業が必要なケースも労災の対象となるとしています。厚労省の補償課は、新型コロナに感染した場合のほか、症状が治癒せずに長引くケースが数多くある、まずは近くの労働基準監督署に相談してほしいと発信しています。

新型コロナの後遺症で苦しんでいる人が多い中、後遺症も労災認定されることを国の責任でしっかりと周知することが求められていると思いますが、自治体としても後遺症の把握とともに、情報の提供をしっかりと行っていくべきだと考えます。

町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の自宅療養者への支援でございます。

各市町で昨年秋頃から、感染者、濃厚接触者で自宅療養・待機となり、親族等から援助が受けら

れない方に対し、支援物資を届ける取組を始めました。本町でも、近隣スーパーで購入可能な品物をお金を預かり買物に行く、いわゆる買物代行をすることとしておりました。しかしながら、府と市町村で、個人情報保護の観点から情報共有が図れず、自宅療養者への十分な支援ができていないといった問題が、昨年秋頃の第5波の時期にございました。

そこで、保健所が陽性となった自宅療養者に対し、町が取り組む生活支援事業を紹介し、事業を希望されるかされないかをまず確認されます。事業を希望された場合、感染されたことを町に連絡してもいいか要らないか聞き取りをし、いい場合は、感染者の情報が町に連絡をされます。また、要らなくなった場合は、本人が直接町に連絡する仕組みでございます。そうでありますので、自宅療養者等への支援の仕組み、支援の必要な方への連絡手段は構築できているわけであります。

本町では、今日まで31人の方の感染が確認されています。特に1月中旬から2月中旬にかけての全国的にいう第6波の時期に、26人の方が感染しています。議員ご承知のように、京都府が自宅療養者等に物資の支援を行っていることもあってかどうかは分かりませんが、町に買物代行を頼まれた方は、今日までのところ、1人もございません。

京都府の支援を受けたかどうかは、本人への確認の仕方がありませんし、そのようなことを京都府に問うべき案件とも思っておりませんので、調査はしておりません。また、感染者、濃厚接触者の体調管理は当然、京都府、保健所が行う部分です。保健センターは、感染者、濃厚接触者の相談・支援の体制は整えておりますが、そういった相談は今日までのところありませんので、支援の実施をするような案件は起きておりません。

しかしながら、体調管理等とは別件となろうかと思いますが、町内で感染が確認された際は、伊根診療所から助言をいただき、保健所指導の下、保育園、放課後児童クラブでの濃厚接触者の特定、検査の連絡等の実施支援を行いました。住民さんから感染のおそれがあるとして相談を受けたときも、診療所への相談、受診、さらには検査の勧奨をした事例はございます。

医師いわく、感染・発症されることは、ある意味仕方がない、防ぎようのないことのようにです。そこで、早期に濃厚接触者を特定し、検査をすることで、集団感染をいかに防ぐかが肝腎のようであります。その点、本町では2月中旬以降、感染の確認をしておりませんので、感染拡大を防ぐことができたのではないかなど、そのように思っている次第であります。

次に、2点目の後遺症の対処についてでございます。

新聞では、伊根町の感染者数は現在31名と報道されておりますが、京都府と報道各社とのやり取りから発表されているとのことであり、京都府としては個人情報保護の観点から、感染者の情報を公開することはないとの立場を取っておられます。

こうしたことから、原則、京都府から当町に対して、感染者についての情報提供はございません。よって、町としても、誰が感染しているのか把握することはできず、こちらから積極的に聞き取りやサポートすることはできないのが実情でございます。

最後に、3点目の労災補償の周知です。

職場で業務によって感染した場合は、労災保険給付の対象になります。厚生労働省、労働局、労働基準監督署から事業所に対し、対象者、労災保険の種類が周知されているところでございます。本町においても、国・府から周知の依頼があれば行いますが、そのようなことは現在ございません。よって、周知は図っておりません。

労災でありますので、まずは各事業所で適切な対応を図っていただくこととなると思います。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 答弁ありがとうございました。

やっぱり個人情報の関係で、なかなか町としても現状というか、状況をつかむのって難しいんだなということ本当によく分かりました。

ただ、伊根町の新型コロナの対応というのは、ワクチンの速やかな接種はじめ、町独自の住民の暮らし優先の対応がなされたということで、本当に感謝しております。また今後、まん延防止の措置は解除になりましたけれども、まだまだ油断できない状況です。町民への感染拡大しないための注意喚起や、相談いろいろありましたら相談対応など、これからもこれまで以上にご尽力をいただ

きたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、コロナ禍でも安心して暮らしていくためにを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が発生して2年が過ぎました。現在では、オミクロン株の感染が全国的に急拡大したことから、まん延防止等重点措置が適用され、医療現場の逼迫を避け、社会機能の維持を図ろうとされていますが、多くの発症者が出ており、その動向を日々注視しなければなりません。住民や事業者の皆様には、引き続き気を緩めず、基本的な感染予防対策の徹底をお願いするとともに、行政、議会等にあつては、感染拡大の対応をしっかり行っていかなければなりません。

当町では、3回目のワクチン接種を行政や医療従事者等の知恵と工夫で、対象者の大半の接種を終えたところでありますが、コロナ禍の昨今、感染を心配して外出を控える人が増えております。密を避けるなど適切な感染対策は必要ですが、長期間に及び動かない時間が増えたり、人との関わりが大幅に減ったりすると、高齢者の方は特に運動機能の衰えや認知症などのリスクが高まります。また、独り暮らしの方は家の中に閉じ籠もり、誰とも話さなくなると病気の原因にもつながります。

現在、このような状況の中、当町では、高齢者の方や独り暮らしの方に何らかのサポートをされているのでしょうか。

また、この長引くコロナ禍の状況は、生活様式や働き方等において新しいスタイルを生み出し、社会情勢の変化をもたらしております。

現在、各地区の公民館では、新年度に向け、寄り合いや役員会、春に行われる祭りの練習等をどうするかなど協議している状況にあります。しかし、役場内にあるような、ウイルス除去のできる空気清浄機が各地区の公民館には設置されておられません。

現在、伊根地区の公民館、また朝妻地区の一部の公民館、蒲入地区の公民館には、信漁連さんのほうから空気清浄機を頂いたようなことも聞いておりますが、今後は新型コロナウイルス感染予防対策として、このような空気清浄機の設置も必要と考えますが、購入助成の考えはないのでしょうか。

以上について、町長の答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

コロナ禍も2年以上経過をいたしました。年明けから第6波の感染急拡大も、まん延防止等重点措置の適用延長・再延長により、ようやく減少が見えてまいりました。もって、本日からまん延防止等重点措置を解除の運びとなったわけでございます。

最近よく耳にする言葉に、フレイルというものがございます。フレイルとは、年を取って体や心の働き、社会的つながりが弱くなった状態を指し、そのまま放置すると要介護状態になる可能性があるようでございます。

予防は日々の習慣と結びついており、栄養、身体活動、社会参加を見直すことで、活力に満ちた日々を送ることでございます。外出すること、適度な運動をすること、人に会うことは、健康を保持する上での大事なことであり、町といたしましても、そういった支援につながる事業に取り組んでいるところでございます。

2年前の4月頃、コロナの第1波の頃です。全国一斉休校や初めての緊急事態宣言の頃は、不要不急の外出自粛と言われましたので、町が実施している運動教室も当然中止にしておりました。一方で、介護予防に取り組んでいた方の体力低下、健康状態の悪化も懸念されましたので、「いねばん」を活用し、体操や健康に関する情報発信を行いました。

その後、コロナも感染の拡大・減少を繰り返し、今では第6波でございます。町もその間、よりよい方法を模索し続けております。感染を抑えても、住民さんの健康状態が損なわれるようでは元も子もありません。必要な教室は、十分な感染予防の上、行っております。

本町は小さな町でございます。小さな町のメリットは、住民の顔が見えることです。体操に来なくなった方、介護サービスを利用されない方の把握もできます。そういった自宅に籠もる傾向にあ

る方に対しても、電話で健康状態の確認もしているところがございます。地域社会の状況や住民さんの行動から、そのときそのときの一番よい対応を図り、住民さんの健康維持に努めているところがございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の備品購入の助成についてお答えをいたします。

まず、議員が申される役場に設置してある空気清浄機は、令和3年4月「広報伊根」でもお知らせしたとおり、令和3年3月に京都府信用漁業協同組合連合会から寄贈いただいたものであり、役場ではなく、伊根町コミュニティセンターほっと館にて設置をしております。町として、感染症対策として購入したものではありません。

また、この空気清浄機は、同時に漁村地区自治会の10自治区にも寄贈されておられます。京都府信用漁業協同組合連合会でありますので、そういうことになろうかと思えます。

役場のコロナ対策につきましては、専門医の指導に基づき、基本的な感染症対策である手洗い、アルコール消毒、検温、換気を行い、感染症対策に努めております。換気につきましては、寒くても暑くても定期的に窓を開け、空気の入替えを行っております。

コロナ禍の今日では、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、アルコールが常備品となっており、各自治会でもそのように整備されているものと考えておりますし、発熱等で体調の優れない方は、会合等には出席されないのが基本でございます。そのように対応されていると思えます。そのため、議員の申される新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る備品購入の助成につきましては、区長協議会や伊根町議会の要望書にも記載がなく、対応を検討していない状況でございます。

しかしながら、空気清浄機などの高額備品の購入について、その効果・効能、自己負担額について、各自治会の考え方があると存じますので、要望調査を行い、その結果をもって、どのような助成ができるのか、検証いたしたく思っております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

独り暮らしの方や高齢者の方は、若い人に迷惑かけん、我々もそうなんですけれども、交通手段がないし、コロナにかかったらどうしようということで、外出等々控えておられる方もおられますので、本当に気をつけて見守っていただきたいというのと、また空気清浄機については、うちの区では春になると祭りがありまして、笛を吹くということがあって、中で飛沫が飛ぶじゃないかということで、空気清浄機を購入するに当たってちょっと調べたところ、十四、五万円するんだったかな、何とか購入できないだろうかということで、このような一般質問になったわけですが、京都府のほうでも3月16日だったと思うんですが、換気対策のガイドブックというものが出ております。飲食店、また、こういう集会所等におけるガイドブックが出されておるということもありまして、できたら、筒川地区はほとんどですし、本庄のほうの地区には設置されていないということもありまして、購入するには助成を考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。質問終わります。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先ほども答弁で申し上げましたように、小さな町でございますので、そういう独居の方とかご夫婦だけのご老人の家庭、把握はできております。そうであるので、そのように外出されなかったり、体操にも来られなかったり、いろんなものにお出されなかったりする、そういうときは把握できておりますので、そういう方には電話連絡等申し上げて、健康確認などもしておりますし、また、もっと丁寧に対応させていただきたいなと思っております。

また、空気清浄機ですけれども、今言ったように、今設置されているのは全部が信漁連からの寄贈品でありますので、そこにはあってここにはないという、そういうような考え方ではないようお願いしたいなということですし、最終的に申し上げましたけれども、そういうものの効果だとか、いわゆる効果、そして、価格高いので、補助金があってもそれだけかいななということもありますので、その辺のことはいろいろと意向調査等々も検討させていただく。

それでもやっぱり、これからだんだんに暖かくなりますし、換気についてはしっかりと戸を開け

ていただいて、暑くても寒くても換気をしっかり取ってやっていただきたい。とりわけ、やっぱり調子の悪い人は来ちゃいかんですよね。体調の悪い方は、ええよ、練習来んでもええというような、そういう対応の仕方も取っていただきたいと思います。

そうはいうものの、皆さんの要望を聞かせていただいて、検討させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩します。2時45分まで休憩いたします。

休憩 14時38分

再開 14時45分

○議長（濱野茂樹君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第3号

○議長（濱野茂樹君） 日程第3、議案第3号 令和4年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） それでは、会派を代表いたしまして、令和4年度伊根町一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計は32億3,200万円、内容を見てみますと、昨年、実証実験を実施し、町民より好評を得たEV車、デマンドタクシーいねタクとして本格運行となり、伊根バスの廃止に伴い、町民の大切な地域交通となることは間違いないことであります。

この事業の成功で、関連事業が広がっていくことに期待するところであります。また、それに合わせた充電設備を備えた駐車場も整備され、カーボンニュートラルの始まりであり、地球に優しい事業であると感じるところであります。

懸念されることといたしまして、初年度の運行で様々なトラブル、障害がある可能性もあります。EV車が二輪駆動であることも心配な点ですし、特に、児童の通学に使用されることもあり、冬季の運行や代替交通など、慎重に検討していただきたいと思っております。

長期にわたる新型コロナウイルスの流行により、順調であった伊根町の観光産業関係者のみならず、町民の生活も大きく生活・経済状況が悪化していると感じております。今後は、伊根町の落ち込んだ観光業、経済の回復を行政として早期に下支えする必要があると考えられます。

そして、最も注目するのは、宮津高校伊根分校の跡地利用計画であります。検討委員会による検討を重ね、出された構想や意見を参考に全体計画を策定すること、期待が膨らむとともに、町民への丁寧な説明を忘れることなく実施・実行していただきたい。

限られた予算を適切に配分し予算編成されたこと、町民生活の向上を図ろうとする予算執行に期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。1番、和田議員。

○1番（和田義清君） それでは、拓政会を代表しまして、令和4年度当初予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。

本当初予算は、一般会計32億3,200万円、昨年の当初予算の29億7,100万円から8.8%増となりました。特別会計と合わせた総額は45億6,865万8,000円で、前年対比6.8%増となっております。

まずは、昨年度を振り返りまして、やはり新型コロナウイルスの変異による感染拡大の影響を受け、様々な分野の予定の多くが延期もしくは中止となりました。このことを鑑みましても、コロナ禍によって情勢が大きく左右された1年でありましたが、そこから見えてきた今後の課題・対策に関しては、新型コロナが全国で拡大し始めた第1波と言われる初期から比べると、ぼやけていた輪郭がよりはっきりと見えてきた感があります。

当町においても、これまで少数の感染者数で感染防止を維持していましたが、オミクロン株が感染拡大した第6波と言われる時期は、町内でも一時、感染者及び濃厚接触者が増えましたが、関係者の献身的な努力と町民の協力により最小限に抑えられたかと思えます。これはひとえに関係者各位の努力のたまものであり、改めて深く感謝と敬意を表します。

また、コロナ禍の影響により、都市部の人口集中型から地方の分散型低密度社会が注目された年でもありました。今後においては、伊根町各地にある潜在的で秘められた魅力ある地域資源の可能性を生かし、現実的な分散型低密度社会を構築し、伊根町独自の魅力的で誇りが持てる少数社会の構築が望まれます。

町長の施政方針にもありましたが、まさに時代に即したIT環境等の社会インフラ整備を整えつつ、都市にはない、また、ほかの地方の田舎とは一線を画した田舎暮らしの価値が体験できる取組・実績を積み重ね、より魅力的な農山漁村の地域づくりが必要と考えます。

また、過去にもない交付税にも恵まれ、これらを活用した新事業にも取り組むことができました。今後も利用できるものは最大限利用し、それに見合った成果を積み重ねながら、住んでよし、訪れてよしのわくわくどきどきするまちづくりを期待するものでございます。

地域や町が自主的かつ主体的に行政と協働しながら、様々な取組の実績を重ね、交流関係人口が増加・活発化した結果、伊根町をこよなく愛する人たちが必然的に地域や町に吸い寄せられるような施策を期待するものであります。

さて、本年度当初予算につきましては、賛成の立場から、主要事業の要点と注目点を中心について見解を述べさせていただきます。

まずは、再エネ活用事業の中のEV活用デマンドタクシーの効果検証及び利活用検討にて。

かねてから乗車率と利用率の低い町バスから、いよいよ予約型デマンドタクシーの運営が開始されます。令和4年度に整備した「いねばん」を活用した行政情報配信システムを活用しつつ、より住民の生活充足感の向上と町内観光の充実を目指した事業運営に大きく貢献できることを期待しております。

加えて、この事業により、町内雇用が新たに確保されたことも大きく評価しております。公共施設の再エネ電動化検討から、庁舎北側戸口に設営を予定しているEV充電を設備する駐車場整備に関しては、現在、庁舎内にある駐車場が不足していると感じることから、特に職員専用駐車場の確保ができることを期待しております。

また、太陽光パネルを設置する際には、台風等の悪天候による暴風の影響で、パネルが駐車場外に飛ばされ2次災害が起こることのないよう、十分に配慮したフェンス等の設置を願います。

加えて、筒川地区における新たなコミュニティの拠点となり得る（仮称）筒川地区コミュニティセンター事業に関し、今年度は詳細設計が計上されております。地元関係者と熟議を重ねた結果、地区のコミュニティの拠点が完成することを大きく期待するものであります。

定住促進事業では、今年度から3か年にわたり、空き家バンク情報を整理し、データ化していくと聞いております。今後のまちづくりにおいて、滞在型体験事業を活用した関係交流人口の創出、Uターン、Iターンへの定住促進の足がかりとなる空き家情報の発信と活用は、まちづくり・地域づくりの中でも非常に重要な部分であります。魅力的かつ現実的に活用される定住促進策が立ち上がることに大きな期待を寄せております。

農業振興事業については、新規の伊根町極上米選別販売事業は、町内の稲作農家の方々の生活向上と耕作放棄地増加の歯止めの効果につながるものと大きく期待しております。加えて、この事業によって生まれるであろう特産品として、ふるさと納税の新たな返礼品として加わることになれば、相乗効果として他の伊根町産の特産品も注目され、町内農林漁業者の新たな希望と雇用創出、生活向上につながることを期待するものであります。

この農業振興事業に並行し、引き続き有害鳥獣対策事業にて、最近特に増加傾向のある鹿による農作物被害、イノシシによる農地の荒廃防止及び生活環境の改善継続に努めていただくようお願いいたします。

海岸保全事業については、今年度から数年に分けて始まる大型の海岸保全事業がございませう。他の海岸保全事業と同じく、安心・安全に事業が進められることを願います。

漁港管理事業については、近年、各漁港や漁村内が悩まされている駐車場、ごみ問題等の解決に向けて、関係者と密な連携を取りながら、早期解決が図れることを願います。

観光に関する事業全般については、釣りシーズンにおける駐車場でのごみ散乱の現状について、度々住民の方々から話を聞きます。地域住民の中には、日常的かつ自主的にごみを回収されておられる方もいらっしゃるようです。有料駐車場での事業収支では、一定の利益も出ているということなので、美しい村連合の取組の中の清掃活動と併せて、より美しい環境整備の取組を期待しております。

また、連休期間中の観光地の渋滞緩和策の取組に対しましても、現実に即した柔軟な対策と対応を期待するものであります。

子育て支援に関する事業、学校運営についても、当町は他市町村と比べて、引けを取るどころか先進的であると認めております。引き続き、将来の担い手である子供たちの育成支援について、できる限り可能な取組の継続を願います。

町道管理事業では、本庄浜野室線の改修・改善を複数年にかけて取り組んでいただいております。伊根町の新たな観光道路としての期待も高いことから、引き続きの早期の改修・改善を期待しております。

高齢者等を中心とした社会的弱者の方々全般に対する福祉施策に関しましても、同様の取組の継続を願っております。

新年度も少なからず、新型コロナの変異による感染拡大状況によって、臨機応変な対応を取ることとは避けられないと予測しております。コロナ禍により疲弊した中小企業対策として、町内業者への支援にも、引き続き国や府と連動した支援をお願いいたします。

定時制跡地活用については、諮問に応じられた検討会が検討内容をまとめた答申内容が今年度に示されると思います。すぐに跡地活用に着手できるわけではありませんが、今年度においては、答申内容を参考にした活用計画を図れると予測します。今後の活用法については、伊根町が抱える課題解決の糸口になることを期待しております。

しかしながら、依存財源率の高い小規模自治体であることには変わりありません。できることに限りがあることにも変わりありません。今後も情勢を見据え、基金と町債、地方債との調整を図りつつ、限られた財源の中、厳しい選択と集中が断続的に求められると予測します。

町長はじめ、職員の方々の努力と町民の皆様の協力、そして双方のこの町をよくしようという気概を持って、田舎でも安心・安全に暮らせ、町民一人一人が輝く「ええまち伊根町」を目指していただきたく思います。

当会派も町民代表機関の一員として、また議会制民主主義における二元代表の両輪の一輪として共に鋭意努力していくことをここに誓い、令和4年度当初予算に対する賛成討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 私は、令和4年度一般会計予算案に賛成の立場で、日本共産党議員団を代表して討論に参加をいたします。

さて、本予算は令和3年度対比8.8%増で、端的に言うならば、今後の公債費増額を見越し、起債増額を抑制しながらも施策の重点化を行い、コロナウイルス感染症収束後と既存の伊根町の課題克服に向けた踏み台型の比較的積極的な予算と言えるかと思っています。コロナ禍収束の暁の中で、きらきら光る星が何個か見えるという、町民にとって何かいいよねと言えるような展望を見せる予算ではないかと思っています。

まず、歳入では1点だけ、町債発行額を公債費未滿に抑制をし、始まっています公債費の上昇に対応したことは了とすところであります。

歳出では、各事業のその一部について個別に意見を申し上げます。

本年度一番の歴史に残る大事業であり、大きく期待するところの予約型乗合タクシーにつきましては、「いねばん」を活用した予約システムとドア・ツー・ドア、太陽光エネルギー活用など、従来の公共交通から大きく脱却した運行方法で、長い期間をかけてたどり着いた運行方法であります。町民、お年寄り、また観光客までもが利用しやすく、実効ある運行となるよう確立をいただきたいと思います。

また、町外病院や町外買物など、今後の課題も残っております。いねタクがさらに利用しやすくなるよう、今後の課題としてご検討いただきたく思います。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業ですが、政府がいまだに進めています原子力発電について、使用済み核燃料の処理方法が不完全なまま、原発を稼働し続けていることに大きな懸念と不安を持っているところですが、既存の電力会社が自然エネルギーへのシフトに比較的消極的な中で、こうした自治体が自然エネルギーの活用を行うことは、今必要なことであろうと思っており、大いに期待するところであります。

私も転作田に太陽光発電を設置し、その下でソバを作ろうかと考えたりもしますが、こういう営農発電で、収量が地域平均の8割に達しない事例が10%に上がるなどと農業新聞で報道されています。景観への影響なども十分研究されて、普及できるようになればと期待をしております。

伝建活用事業につきましては、図書館の新たな利用方法の検討や、ここに行けば伊根町の文化や歴史が分かるような内容についてもワンルーム設けるなど、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

農業分野では、機械投資などの額に比べて利益が追いつかないという構造的な問題が農業にはあり、行政支援が欠かせません。若い方々が張り合いを持って農業ができるような基盤の整備と支援の充実、京力農場プランの策定支援など、今後も期待しているところであり、町独自の支援も含め、農村集落の維持・発展のために引き続きご尽力いただきたいと思います。

極上米選別販売事業では、従来から伊根ブランドの米作りを提案してきたところですが、一歩進んだことは大きく期待をしております。今年度は限定的な事業ですが、幸い伊根町は、コシヒカリの種子の産地であります。伊根町産の種子を使って栽培した伊根のコシヒカリ、伊根で捕れた魚の廃棄物を使って有機質肥料を町内で作り、それを使って栽培した伊根のコシヒカリ、コシヒカリの栽培方法もマニュアル化を図り、それに沿った生産物を販売するなど、伊根米の物語化を進めれば、有利な販売に結びつくのではないかと思います。ぜひ長い目で検討をお願いいたします。

有害鳥獣対策では、研究機関と連携しながら、獣害のない安心して農業が営める環境づくりを進めていただきたいと思います。猿の位置情報ソフト「サルイチ」の普及拡大とともに、群れと被害の正確な把握で、個体数調整の必要性を京都府に数字を持って力強く訴えるようにすることが大切であります。

本年度、猿の発信機について、機能不足になったものについては新たに発信機の装着が計画をされており、「サルイチ」のソフトが十分活用されることを期待しております。農家や高齢者が有害鳥獣に頭を悩まされずに、農業経営と自家野菜作りを楽しむ時代を復活できればと思っております。

毎年言っていることですが、子供の多い集落は元気がありますが、お年寄りが生き生きとした村もさらに活気が違います。お年寄りが家庭菜園ができ、生産物の販売ができ、小遣いになり、また以前のような農林水産物品評会でも行えるようになれば、町が大きく変わってくると思います。農業振興とともに、高齢者の健康と生きがい、高齢者福祉の一環としても重要なことだと私は思っています。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ、さらに進捗することをお願いするところであります。筒川コミュニティセンター事業では、さらに住民と意見を交換しながら、筒川地区の発展に寄与する施設につくり上げていくことを期待しております。

教育につきましては、従来からの無償化事業、大学生らへの奨学金制度は、伊根で生活する保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で特別な意義があり、大きく評価をいたすところであります。

定時制高校跡地についての業務委託については、検討委員会の意見を尊重し、町民のために必要と望まれた利用しやすい施設を期待したいと思います。

最後に、施設の老朽化の問題や買物支援など、喫緊の大きな課題も横たわっています。小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただくことを期待して、賛成の討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 私は、令和4年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を述べます。一般会計の主な事業内容では、令和元年度に整備された行政情報無線「いねばん」が全戸に配布

され、防災情報や日々の暮らしに定着し、便利な生活ツールになっております。

また、4月からは、予約型の地域公共交通事業、通称いねタクの運行が実施されます。交通手段を持たない高齢者には、大変ありがたい交通システムになると期待をしております。

また、再生可能エネルギー活用事業では、生み出された電気がいねタクに使われます。この実証実験が、町の未来のエネルギーが確保でき、地域振興拡大につながるよう期待したいと思っております。

農業振興事業では、米のブランド化を目指し、米の消費需要拡大を目的に、特産品として町内施設で消費し、また、インターネット販売を町内農業法人に販売業務委託がされます。

有害鳥獣対策事業では、農作物被害が年々増えている状況です。近年は、鹿による被害がひどくなっています。農業事業者をはじめ個人耕作者にも、耕作意欲低下につながらないようお願いしたいと思っております。ひいては耕作放棄防止につながると思っております。

教育無償化事業では、子育て世代には、教育費負担軽減策としては大変ありがたい事業です。学校運営管理事業と併せて充実し、継続して事業を今後も推し進めていただきたいと思います。

漁港管理事業、海岸保全事業では、未然に被害を防ぎ、施設の計画的な長寿命化事業をお願いいたします。

長期にわたるコロナ感染で、当町にも感染者が出ています。しかし、近隣地域と比べると少なく、これは迅速なワクチン接種による結果の表れかと思われまます。これもひとえに、町職員をはじめ、先手の行政運営の結果と評価いたします。

コロナ収束を見据えた再生可能エネルギーの活用や農業分野での地産地消事業、伝建物を活用した観光を軸とした事業に本年度は期待したいと思っております。

今後も地域振興と町民に寄り添った事業が推し進められることと認め、賛成の討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和4年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（濱野茂樹君） 日程第4、議案第4号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和4年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（濱野茂樹君） 日程第5、議案第5号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和4年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（濱野茂樹君） 日程第6、議案第6号 令和4年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和4年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案

は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（濱野茂樹君） 日程第7、議案第7号 令和4年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和4年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第8号

○議長（濱野茂樹君） 日程第8、議案第8号 令和4年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和4年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第9号

○議長（濱野茂樹君） 日程第9、議案第9号 令和4年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和4年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第10号

○議長（濱野茂樹君） 日程第10、議案第10号 令和4年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和4年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 意見書案第1号

○議長（濱野茂樹君） 日程第11、意見書案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議員派遣

○議長（濱野茂樹君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり

議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第13 閉会中の継続審査(調査)申出書

○議長(濱野茂樹君) 日程第13、閉会中の継続審査(調査)申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査(調査)申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。3時30分まで休憩といたします。

休憩 15時18分

再開 15時30分

○議長(濱野茂樹君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎ 日程の追加

○議長(濱野茂樹君) ただいま副議長、上辻亨議員から、副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎ 追加日程 副議長辞職について

○議長(濱野茂樹君) 日程追加、副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、上辻亨議員の退場を求めます。

(2番 上辻 亨君退場)

○議長(濱野茂樹君) 上辻亨議員から副議長辞職願が提出されております。

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(倉 正人君) 令和4年3月22日、伊根町議会議長様、伊根町議会副議長、上辻亨。辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議長(濱野茂樹君) お諮りします。ただいま議題となっております副議長辞職については、会議規則第97条第2項の規定により、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職については、討論を省略の上、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。上辻亨議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員は起立願います。起立全員であります。したがって、上辻亨議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

上辻亨議員の入場を許可いたします。

(2番 上辻 亨君入場)

○議長（濱野茂樹君） 上辻亨議員に申し上げます。

ただいまの副議長辞職の申出については、申出のとおり辞職を許可することに決定されましたから、告知いたします。

暫時休憩します。

休憩 15時33分

再開 15時40分

○議長（濱野茂樹君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程の追加

○議長（濱野茂樹君） お諮りいたします。ただいま配付しました議事日程を追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。それでは、お手元に配付の議事日程を追加することに決定いたしました。

◎ 追加日程第1 副議長の選挙について

○議長（濱野茂樹君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（事務局職員議場を閉める）

○議長（濱野茂樹君） ただいまの出席議員は全員です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

和田義清 議員及び

佐戸仁志 議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名で行います。

（事務局職員投票用紙を配付）

○議長（濱野茂樹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局職員投票箱を点検）

○議長（濱野茂樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番議員から順番に投票願います。

白紙投票は無効投票といたします。

（1番議員から順番に投票を行う）

○議長（濱野茂樹君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

和田義清議員及び佐戸仁志議員の立会いをお願いいたします。

（事務局職員開票整理、議長に報告）

○議長（濱野茂樹君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、そのうち、

有効投票 6票

無効投票 3票です。

有効投票のうち、

大谷 功 議員 5票

松山 義宗 議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票でございます。したがって、大谷功議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(事務局職員議場を開ける)

○議長(濱野茂樹君) ただいま副議長に当選されました大谷功議員が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

大谷議員の副議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) ただいま副議長当選の告知を受けました大谷でございます。ワンポイントではございますが、11月末までの任期を全うしたいというふうに思っております。議員の皆さんのご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長(濱野茂樹君) 暫時休憩します。

休憩 15時49分

再開 15時49分

○議長(濱野茂樹君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 追加日程第2 宮津与謝環境組合議会議員選挙について

○議長(濱野茂樹君) 追加日程第2、宮津与謝環境組合議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定しました。

宮津与謝環境組合議会議員に

大谷 功 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、宮津与謝環境組合議会議員に大谷功議員が当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 追加日程第3 京都地方税機構議会議員選挙について

○議長(濱野茂樹君) 追加日程第3、京都地方税機構議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選の方法で行うこ

とに決定しました。

お諮りいたします。指名方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、指名方法については議長において指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に

大谷 功 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました大谷功議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱野茂樹君) 異議なしと認めます。したがって、京都地方税機構議会議員に大谷功議員が当選しました。

ただいま当選しました大谷功議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 閉 会

○議長(濱野茂樹君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回伊根町議会定例会を閉会いたします。

本日の議事を閉じますが、3月定例会の閉会に当たり、議長から一言申し上げます。

上程されました案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。また、ロシアによるウクライナ侵攻に断固講義する決議等、急な対応となりましたが、議員各位のご支援、ご協力を賜り、議会運営に格別なるご協力を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されて以来、2年にわたる感染拡大防止に向けた長い闘いが続いております。本町においては、オミクロン株の急拡大により、まん延防止等重点措置が昨日解除され、また、多くの町民の3回目の接種が終了したものの、依然厳しい状況が続いており、感染の収束が見通せない状況にあります。これにより、医療だけでなく交通や介護、ごみの収集など、暮らしのインフラにも影響が及びつつあり、再び今後、蔓延が長期化すれば、感染者や濃厚接触者の大量欠勤などにより、社会経済活動が麻痺することも懸念されます。

また、長期にわたる感染拡大防止対策などにより、厳しい状況にある地域経済の立て直しは急務であります。これまで同様、マスクの正しい着用、手洗い、うがい、3密の回避、換気といった基本的な感染予防対策の徹底等の引き続きの感染拡大防止を図るとともに、コロナ禍の影響を受ける事業者の皆様への支援やアフターコロナを見据えた事業者の取組への支援などにより、社会経済活動の回復・発展に取り組んでいかなければならないと感じております。

伊根町議会といたしましても、町民の皆様の平穏な日常生活と活力ある経済を取り戻せるよう、引き続きコロナ対策をはじめ、経済の再生や地域の活性化、地域の強靱化など、町政の様々な課題に全力を尽くしてまいりたいと思います。

町執行部の皆さんには引き続き、町民のため万全の態勢で体制を整えていただくとともに、来月からスタートする町民の期待も高いデマンドタクシーいねタク等の新規事業はもちろん、令和4年度においてもくれぐれもご自愛いただきまして、町政の積極的推進、町民福祉の向上にご尽力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

皆様、大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

閉会 15時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員